

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第3号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「その他市長が別に定める疾病」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に命ぜられた休職の期間に係る給与について適用し、同日前に命ぜられた休職の期間に係る給与については、なお従前の例による。